

# ファミリー・アテンダント事業実施要綱

6子企企第76号  
令和6年4月11日

## 1 目的

本事業は、地域の民間団体等の人材を活用した子育て世帯への家庭訪問等、日常的な不安や悩みに寄り添うアウトリーチ型の支援を展開し、子育て世帯の孤独・孤立対策を強化していくことを目的とする。

## 2 実施主体

実施主体は、区市町村とする。なお、区市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

## 3 対象者

本事業の対象者は、主に就学前までの子供を養育する子育て世帯とする。

## 4 事業内容

次の（1）及び（2）の事業を実施すること。

### （1）定期訪問による見守り

区市町村において、家庭訪問等の定期的なアウトリーチにより、子育て家庭の継続的な状況把握を実施する。子育ての困りごとや悩みを早期に把握するほか、子育て支援に係る地域の情報や育児支援品の提供を行うとともに、（2）により実施する伴走支援や行政機関への円滑な接続を図る。

### （2）傾聴・協働による伴走支援

希望世帯を対象に、育児の不安や悩みを抱えた保護者の話の傾聴や、家事・育児等を協働して行うことにより、子育て世帯の多様なニーズに伴走しながら応えていく家庭訪問型の支援を実施する。ただし、「協働」とは、一緒に子供と遊ぶ、市役所や病院に一緒に行く等、保護者と一緒に行う活動を基本とする。家庭訪問を希望しない世帯に対しては、子育てひろばや保育園等、居住地域の身近な場所における支援も可能とする。

## 5 事業の実施方法

- （1）定期訪問による見守り及び傾聴・協働による伴走支援それぞれに、事業を担う人材を統括するアテンダント・マネージャーを1名以上配置すること。
- （2）都は、事業の担い手に対して、研修を実施する。
- （3）区市町村は、自ら策定した計画を都に提出し、計画内容及び事業実施について都と協議すること。なお、区市町村は、必要がある場合には、都と協議の上、計画を変更することができる。

## 6 関係機関との連携等

子育て世帯への支援を行うに当たっては、関係機関との連携を密にし、地域における支援のネットワークの構築・強化を図ること。支援が必要な家庭を認知した際には、速やかに適切な行政機関への円滑な接続を図ること。

## 7 留意事項

- (1) 効果的な支援実施のため、個人情報の適正な管理を行った上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる人材等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の保護に十分留意し、個人情報の厳格な取扱いについて周知徹底を図るなどの対策を講じること。また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、支援対象者から支援開始時点に同意を得ておくこと。なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。
- (2) 事業実施中における子供の事故等が発生しないように万全を期すとともに、万が一事故が発生した場合に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。
- (3) 支援対象者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。
- (4) (1) から (3) までのほか、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

## 8 経費の補助

本事業の実施に必要な経費は、都が別に定めるところにより予算の範囲内で補助するものとする。

## 9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。